

独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報開示取扱規程

平成17年4月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会規程第90号
改正 平成21年4月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会規程第165号
改正 平成23年9月1日 独立行政法人日本芸術文化振興会規程第222号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、法その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、法第2条及び独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程（平成17年独立行政法人日本芸術文化振興会規程第89号。以下「個人情報管理規程」という。）に定めるところによる。

第2章 開示

(窓口)

第4条 開示窓口は、独立行政法人日本芸術文化振興会情報公開取扱規程（平成15年独立行政法人日本芸術文化振興会規程第5号）第3条第1項に定める情報公開室とする。

2 能楽堂情報公開室及び文楽劇場情報公開室は、能楽堂及び文楽劇場の保有個人情報について、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する事務を取り次ぐことができる。

(手数料)

第5条 開示請求に係る手数料の額は、保有個人情報が記載されている法人文書1件につき300円とする。

(開示請求の受付)

第6条 情報公開室は、次に掲げるところにより開示請求を受け付けるものとする。

- (1) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に保有個人情報開示請求書（様式第1号。以下「開示請求書」という。）及び開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類とともに、開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。
- (2) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書の写しを当該保有個人情報を管理する保護管理者に送付するものとする。

(開示等の検討)

第7条 保護管理者は、前条第2号により開示請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の開示、部分開示又は不開示（以下「開示等」という。）を検討し（法第17条の規定による開示請求の拒否及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

2 総括保護管理者は、前項の報告を受けて、開示等の検討を行うに当たっては、必要に応じて、独立行政法人日本芸術文化振興会個人情報管理規程（平成17年独立行政法人日本芸術文化振興会規程第89号）第8条に規定する個人情報管理委員会に意見を求めるものとする。

（開示等の決定）

第8条 総括保護管理者は、第6条第1号に定める補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に保有個人情報の開示等の決定を行わなければならない。

2 総括保護管理者は、保有個人情報の開示等の決定を行ったときは、保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）、又は保有個人情報不開示決定通知書（様式第3号）により、当該開示請求者に通知しなければならない。

3 総括保護管理者は、前項の開示等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する保護管理者に開示等の決定通知の写しを送付するものとする。

4 総括保護管理者は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報開示決定延期通知書（様式第4号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

5 総括保護管理者は、前項の規定にかかわらず開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい障害が生ずるおそれがある場合には、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合、総括保護管理者は開示請求のあった日から30日以内に保有個人情報開示決定特例延期通知書（様式第5号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

6 総括保護管理者は、法第21条又は法第22条の規定により事案を他の独立行政法人又は行政機関の長に移送するときは、保有個人情報の開示請求に関する事案の移送について（様式第6号）に必要書類を添付のうえ移送するとともに、保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書（様式第7号）により当該開示請求者に通知しなければならない。

7 総括保護管理者は、法第23条第1項の規定により第三者から意見を聴取しようとするときは、第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知（様式第8号）により当該第三者に通知し、保有個人情報の開示に関する意見書（様式第9号）を提出する機会を与えることができる。

8 総括保護管理者は、法第23条第2項の規定により第三者から意見を聴取しなければならないときは、第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知（様式第8号）により当該第三者に通知し、保有個人情報の開示に関する意見書（様式第9号）により意見を聴取しなければならない。

9 総括保護管理者は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するとき

は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間をおかなければならない。この場合において、開示決定後直ちに、第三者に係る保有個人情報開示決定通知書（様式第10号）により当該意見書を提出した第三者に通知しなければならない。

（開示の実施）

第9条 法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から開示の実施方法等申出書（様式第11号）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、原則として開示窓口において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報が国立能楽堂又は国立文楽劇場に特定される場合には、能楽堂情報公開室又は文楽劇場情報公開室において実施できるものとする。また、保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により開示窓口まで出向くことができない場合には、当該保有個人情報を保有する各課室等において実施できるものとする。

3 開示を受ける者が保有個人情報の写しによる開示の実施を希望する場合は、情報公開室において保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

（移送された事案）

第10条 法第21条第2項又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成15年法律第58号）第21条の2の規定により他の独立行政法人等又は行政機関から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については、第4条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第3章 訂正

（訂正請求の受付）

第11条 情報公開室は、次に掲げるところにより訂正請求を受け付けるものとする。

（1）法第27条の規定により保有個人情報の訂正を請求しようとする者（以下「訂正請求者」という。）から訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報訂正請求書（様式第12号。以下「訂正請求書」という。）及び訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類を受理するものとする。この場合において、訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

（2）訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交付するとともに、訂正請求書の写しを当該保有個人情報を管理する保護管理者に送付するものとする。

2 前項第1号の訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（訂正等の検討）

第12条 保護管理者は、前条第1項第2号により訂正請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の訂正又は不訂正（以下「訂正等」という。）を検討し、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(訂正等の決定)

- 第13条 総括保護管理者は、第11条第1項第1号に定める補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に保有個人情報の訂正等の決定を行わなければならない。
- 2 総括保護管理者は、保有個人情報の訂正等の決定を行ったときは、保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)又は保有個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)により、当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 3 総括保護管理者は、前項の訂正等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する保護管理者に訂正等の決定通知の写しを送付するものとする。
- 4 総括保護管理者は、法第31条第2項の規定により訂正等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報訂正決定延期通知書(様式第15号)により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 5 総括保護管理者は、前項の規定に関わらず訂正等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、法第32条の規定により、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合、総括保護管理者は保有個人情報訂正決定特例延期通知書(様式第16号)により当該訂正請求者に通知しなければならない。
- 6 総括保護管理者は、法第33条又は法第34条の規定により事案を他の独立行政法人等又は行政機関に移送するときは、保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送について(様式第17号)に必要書類を添付のうえ移送するとともに、保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書(様式第18号)により当該訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正の実施)

- 第14条 保護管理者は、総括保護管理者が訂正の決定を行った場合は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正を実施しなければならない。この場合において、当該保有個人情報の訂正実施後は、その旨を総括保護管理者に報告するものとする。
- 2 総括保護管理者は、前項に基づく報告があった場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の訂正について(様式第19号)により当該保有個人情報の提供先に通知するものとする。

第4章 利用停止

(利用停止)

- 第15条 情報公開室は、次に掲げるところにより保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求を受け付けるものとする。
- (1) 法第37条の規定により保有個人情報の利用停止を請求しようとする者(以下「利用停止請求者」)より利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用停止請求書(様式第20号。以下「利用停止請求書」という。)及び利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることを示す書類を受理するものとする。この場合において、利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書の写しを当該保有個人情報を管理する保護管理者に送付するものとする。

2 前項第1号の利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止等の検討)

第16条 保護管理者は、前条第1項第2号により利用停止請求書の写しの送付を受けたときは、当該保有個人情報の利用停止又は利用不停止（以下「利用停止等」という。）を検討し、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(利用停止等の決定)

第17条 総括保護管理者は第15条第1項第1号に定める補正に要した日数を除き、利用停止請求があった日から30日以内に保有個人情報の利用停止等の決定を行わなければならない。

2 総括保護管理者は、保有個人情報の利用停止の決定を行ったときは、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第21号）又は保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第22号）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

3 総括保護管理者は、前項の利用停止等の決定を通知したときは、当該保有個人情報を管理する保護管理者に利用停止等の決定通知の写しを送付するものとする。

4 総括保護管理者は、法第40条第2項の規定により利用停止等の決定を更に30日以内の期間で延長するときは、保有個人情報利用停止決定延期通知書（様式第23号）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

5 総括保護管理者は、前項の規定に関わらず利用停止等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、法第41条の規定により、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合、総括保護管理者は、保有個人情報利用停止決定特例延期通知書（様式第24号）により当該利用停止請求者に通知しなければならない。

(利用停止の実施)

第18条 保護管理者は、総括保護管理者が利用停止の決定を行った場合は、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止を実施しなければならない。この場合、当該保有個人情報の利用停止実施後は、その旨を総括保護管理者に報告するものとする。

第5章 異議申立て

(異議申立てに対する措置)

第19条 総括保護管理者は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の決定について異議申立てがあったときは、個人情報管理委員会の意見を求め、法第42条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 総括保護管理者は、前項により報告を受け、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（様式第25号）に必要書類を添付のうえ諮問するものとする。

3 総括保護管理者は、前項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知（様式第26号）により法第

- 4 3 条各号に掲げる者（以下「異議申立人等」という。）に通知しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、異議申立てに対する決定をしたときは、異議申立てに対する決定通知書（様式第 2 7 号）により異議申立人等に通知しなければならない。

第 6 章 雑則

（庶務）

第 2 0 条 個人情報の開示等に関する庶務は、総務企画部総務課において処理する。

（雑則）

第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 4 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 165 号）

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 9 月 1 日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 222 号）

この規程は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

独立行政法人

日本芸術文化振興会理事長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 (_____) ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料

手数料 (1件300円)		(請求受付印)
-----------------	--	---------

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様式第1号②（第6条関係）

（説明）

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。別紙の金融機関に振り込み、領収証（写し）をこの請求書に添えて提出してください。なお、直接開示請求窓口において現金で納付することもできます。

5 本人確認書類等

（1） 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

（2） 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求日前30日以内に作成されたもの）を提出ください。

（3） 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る（1）に掲げる書類又は（2）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求日前30日以内に作成されたもの）を提出してください。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由 別紙参照

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

<本件連絡先>

独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

（説明）

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申出を行ってください。開示の実施の方法は、通知書の4（1）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4（2）「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の5日前には当方に届くように提出願います。また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対し異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

3 開示の実施について

- （1）事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- （2）写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、不服申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

保有個人情報開示決定通知書の記載要領

1 「開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）」

保有個人情報が全部開示されるのか、部分開示されるのかについて該当する箇所に○をする。開示する保有個人情報については「保有個人情報開示請求書」に記載された「開示請求に係る保有個人情報の名称等」により特定し、開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

2 「不開示とした部分とその理由」

保有個人情報の一部を不開示（部分開示）とする場合は、不開示とした部分とその理由を、できる限り具体的に記載する。また、当該一部不開示の決定は、行政不服審査法による不服申立ての対象となるので、その旨教示する。保有個人情報を全部開示する場合は「無し」と明記する。なお、この場合は、不服申立てに関する教示事項は不要である。

3 「開示する保有個人情報の利用目的」

法第3条第1項の規定に基づき特定した利用目的を記載する。総務大臣に事前通知している個人情報ファイルについては、事前通知した保有個人情報の利用目的を記載する。総務大臣への事前通知がされない保有個人情報についても、利用目的を記載する。なお、法第4条第2号又は第3号に該当するため利用目的を記載できない場合には、本欄に「法第4条第2号に該当」又は「法第4条第3号に該当」と記載する。

4 「開示の実施の方法等」

(1) 開示の実施の方法

開示決定した保有個人情報について、実施することができる「開示の実施の方法」等をすべて記載するが、開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か、その記載された方法による実施が可能か否かにより、記載内容を変えて記載する。

<記載例>

ア 開示請求書に希望する開示の実施方法等が記載されていない場合

(1) 開示の実施方法等

下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付、〇〇による複写
②写しの送付の方法	準備に要する日数____日、送付に要する費用¥_____
③オンラインによる開示	準備に要する日数____日、開示実施に必要な事項

(注) 1 オフラインで開示請求が行われ開示決定されたものについても、開示実施については、オンラインによる開示を排除するものではない。オンラインによる開示の実施が可能であるならば、選択肢の一つとしてオンラインによる開示が可能であることを記載する。

2 事務所における開示、写しの送付による方法について、電磁的記録に記録されてい

るものの開示方法については、情報化の進展状況を勘案して可能な方法を記載する。
 3 オンラインによる開示の実施が可能である場合には、開示実施に必要なシステム、電子署名、電子証明書、オンラインによる開示の実施の申出を行うホームページへのアクセス方法等を記載する。

イ 開示請求書において希望する実施方法等により開示ができる場合

(1) 開示の実施方法等

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。この場合には、開示の実施の方法等の申出は必要ありません。

<実施の方法> 閲覧 <実施の日時> 月 日午後

なお、下表に記載した方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法、(2)に記載された日時のうち都合のよい日を選択することもできます。この場合には、希望する開示の実施の方法等を選択して申し出てください。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用 ¥
③オンラインによる開示	準備に要する日数 日、開示実施に必要な事項

ウ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができるが、希望日での実施ができない場合

(1) 開示の実施方法

開示請求書において希望された開示の実施の方法により開示を実施できますが、ご希望の日に実施することはできません。「(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載された日時から、都合のよい日を選択して申し出てください。

<実施の方法> 閲覧 <希望された実施の日時> 月 日午後

<実施できない理由> 今後、開示の実施の方法等に係る申出等の手続が必要であり、月 日には間に合わないため。

なお、開示の実施の方法についても、下表に記載された方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法を選択することもできます。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数 日、送付に要する費用 ¥
③オンラインによる開示	準備に要する日数 日、開示実施に必要な事項

エ 開示請求書において希望した開示の実施の方法による開示の実施ができない場合

(1) 開示の実施の方法

保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法による開示の実施はできません。下表に記載した開示の実施の方法のうちから選択してください。

<希望された実施の方法> オンラインによる開示の実施

<実施できない理由> 開示請求に係る保有個人情報は紙ベースで作成されたファイル（いわゆるマニュアルファイル）であり、情報通信処理組織を利用した開示の実施ができないため。

開示の実施の方法	
①事務所における開示	閲覧、複写機により複写したものの交付
②写しの送付の方法	準備に要する日数_____日、送付に要する費用¥_____

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時については、開示を受ける者の申出期間を考慮するなど、適切に設定する。

場所については、事務所名、住所等を明確に記載する。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日： 月 日から 月 日まで（土・日曜日、祝祭日を除く。）

時：10:00～17:00まで（昼休み12:15～13:00を除く。）

場所：独立行政法人日本芸術文化振興会新事務棟 1 F 情報公開室

東京都千代田区隼町 4 番 1 号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

写しの送付を行う場合の準備日数を、例えば「開示の実施の方法等に係る申出書の提出があった日から〇日後までに発送」のように、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載する。送付に要する費用（見込み額）については、自己を本人とする保有個人情報が記録されている法人文書の写しを送付する場合の送付に要する費用（見込み額）を記載する。なお、法人文書の写しの送付に要する費用の納付については、開示請求者が、郵便切手を振興会に送付する方法により行う。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報不開示決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

この決定について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対し異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報不開示決定通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「開示をしないこととした理由」

開示をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として不服申立て又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、該当する不開示理由はすべて提示する。なお、不開示とする理由及びその記載例は、次のとおり。

(1) 不開示に該当する場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、法第14条第3号イに該当し、開示することにより、当該法人の競走上の地位を害するおそれがあるため、不開示とした。)

(2) 不存在の場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、〇〇年〇〇月〇〇日に文書保存期間(〇〇年)が経過したので廃棄したため、不開示とした。)

(3) 開示請求書に形式上の不備がある場合

(例：開示請求のあった保有個人情報は、保有個人情報の特定がされていないことから不開示とした。)

(4) 存否応答拒否をする場合(極めてレアケース)

(例：開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認められることから、法第17条の規定により開示請求を拒否する。)

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定延長通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報開示決定延長通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「延長後の期限」

開示請求に対する処分（開示決定等）の時期の見通しを示すために記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

3 「延長の理由」

開示決定等の期限を延長することが必要となった事情を簡潔に記載する。

※ 本記載要領は、様式第 1 5 号及び様式第 2 3 号について準用する。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報開示決定特例延期通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報開示決定特例延長通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由」

法第20条を適用することが必要となった事情を簡潔に記載するが、同条の適用要件が「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とされていることにかんがみ、本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すよう留意する。

3 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」

最終的に当該開示請求に係る保有個人情報のすべての部分について開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものであり、「〇年〇月〇日」と具体的に記載する。

※ 本記載要領は、様式第16号及び様式第24号について準用する。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送について

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： (法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____)
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送についての記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「開示請求者氏名等」

開示請求者の氏名、住所、連絡先等移送するに当たって必要な次の事項を記載する。

(1) 氏名

開示請求者の氏名を記載する。法定代理人からの請求にあつては、法定代理人の氏名を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名についても記載する。

(2) 住所

開示請求者の住所又は居所を記載する。法定代理人からの請求にあつては、法定代理人の住所又は居所を記載するとともに、開示請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所についても記載する。

(3) 連絡先

連絡先については、開示請求者と連絡の取れる電話番号やe-mailアドレスなどを記載する。

3 「添付資料等」

添付資料としては、開示請求書の写し（複写したもの）、移送前に行った開示請求者とのやりとりの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載する。

4 「備考」

開示請求の移送を複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨を記載する。

(注) 本記載要領は、様式第17号について準用する。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報開示請求に関する事案の移送通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第〇〇条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等 又は行政機関	(連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「移送をした日」

事案を移送した日を記載する。

3 「移送の理由」

事案を移送した理由を記載する。記載例は、次のとおり。

(例：開示請求に係る保有個人情報が〇〇省〇〇局〇〇〇課（独立行政法人〇〇）から提供されたものであるため。開示請求に係る保有個人情報は〇〇省〇〇局〇〇課（独立行政法人〇〇）の事務・事業に係るものであり、同課の判断に委ねた方が適当であると判断したため。)

4 「移送先の行政機関（独立行政法人等）」

移送先の行政機関（又は独立行政法人等）並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。また、移送先が複数の場合には、移送先のそれぞれの行政機関又は独立行政法人等についても、同様に記載する。

5 「本件連絡先」

他の行政機関又は独立行政法人等に移送通知を行った担当課名、担当者及び連絡先を記載する。

※ 本記載要領は、様式第18号について準用する。

第三者に係る保有個人情報の開示請求等に関する通知

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部総務課情報公開担当 TEL：03-3265-7411
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

第三者に係る保有個人情報の開示請求に関する通知の記載要領

1 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「開示請求の年月日」

開示請求が行われた年月日を記載する。

3 「上記保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容」

開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように配慮しつつ、当該第三者において自己のどのような情報が開示されようとしているのか認識できる程度の内容を記載する。

4 「意見書の提出期限」

意見書の提出期限を記載する。

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

独立行政法人

日本芸術文化振興会理事長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1）支障（不利益）がある部分</p> <p>（2）支障（不利益）の具体的理由</p>
連絡先	

（説明）

1 「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入してください。また、「支障がある」を選択された場合には、（1）支障がある部分、（2）支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡してください。

＜本件連絡先＞
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

第三者に係る保有個人情報の開示決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

第三者に係る保有個人情報の開示決定通知書の記載要領

1. 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」

開示請求のあった「開示請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2. 「開示することとした理由」

第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載する。なお、本欄には、反対意見書を提出した当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。

3. 「開示決定をした日」

振興会において当該保有個人情報の開示を決定した日を記載する。

4. 「開示を実施する日」

開示を実施することが見込まれる日を記載する。

開示の実施方法等申出書

年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの 交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無 〕

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話 : 0 3 - 3 2 6 5 - 7 4 1 1
F A X : 0 3 - 3 2 6 5 - 7 4 0 2

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様式第12号②（第11条第1項関係）

（説明）

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

4. 「訂正請求の趣旨及び理由」

（1） 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

（2） 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

（1） 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

（2） 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（訂正請求日前30日以内に作成されたもの）を提出してください。

（3） 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る（1）に掲げる書類又は（2）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求日前30日以内に作成されたもの）を提出してください。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報不訂正決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報不訂正決定通知書の記載要領

1 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」

訂正請求のあった「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」を記載する。

2 「訂正をしないこととした理由」

訂正をしないこととした理由欄は、当該決定を不服として不服申立て又は訴訟の提起により救済を求めるための便宜を図るものであるため、具体的かつ簡潔に記載する。

(注) 本記載要領は、標準様式第 2 2 号について準用する。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定延長通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報訂正決定特例延長通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送について

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____）
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

＜本件連絡先＞
 独立行政法人日本芸術文化振興会
 総務企画部総務課情報公開担当
 電 話：03-3265-7411
 F A X：03-3265-7402

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第〇〇条1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政法人等 又は行政機関	（連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
 独立行政法人日本芸術文化振興会
 総務企画部総務課情報公開担当
 電 話：03-3265-7411
 F A X：03-3265-7402

保有個人情報の訂正について

（保有個人情報提供先） 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

（他の行政機関の長）に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報利用停止請求書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

TEL _____

（ ） _____

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____、日付： _____年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
請求に係る趣旨及び理由 （できるだけ具体的に 記載してください）	（趣旨） （理由）

1 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写しを添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 （ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

様式第20号②（第15条第1項関係）

（説明）

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

「利用停止請求の趣旨」は、「利用の停止」「消去」「他機関への提供の停止」から選んでください。「利用停止請求の理由」は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5. 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6. 本人確認書類等

（1） 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（2） 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（利用停止請求前30日以内に作成されたもの）を提出してください。

（3） 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る（1）に掲げる書類又は（2）に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求前30日以内に作成されたもの）を提出してください。

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報利用不停止決定通知書

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人日本芸術文化振興会理事長に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人日本芸術文化振興会理事長を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

保有個人情報利用停止決定延期通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期限	日 （利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

芸 第 号
年 月 日

保有個人情報利用停止決定特例延期通知書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会長 殿

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4条第1項の規定に基づく決定について、下記のとおり異議申立てがありましたので、同法第42条第2項の規定に基づき諮問します。

記

A	異議申立てに係る保有個人情報の記録されている法人文書の名称	
B	異議申立てに係る決定について	① 決定の種類（該当する□にチェックすること。）： <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 不訂正 <input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 利用不停止 <input type="checkbox"/> その他（不作為に対する異議申立て） ② 文書記号番号及び決定日： ○○第 号 年 月 日 ③ 決定の概要： []
C	異議申立ての内容等	① 異議申立日： 年 月 日 ② 異議申立人： ③ 異議申立ての趣旨： []
D	諮問の理由	
E	参加人等	
F	添付書類等	① 保有個人情報に係る各種請求書（写し） ② 保有個人情報に係る各種決定通知書（写し） ③ 異議申立書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料（第三者からの反対意見書等）

<本件連絡先>
 独立行政法人日本芸術文化振興会
 総務企画部総務課情報公開担当
 電 話：03-3265-7411
 F A X：03-3265-7402

情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知

（異議申立人等） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第42条第2項の規定により、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

記

異議申立てのあった保有個人情報 が記録されている法人 文書の名称又は内容	
諮問した年月日	年 月 日
諮問の内容	

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402

異議申立てに対する決定通知書

（異議申立人等） 様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長

年 月 日付けで異議申立てのありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

異議申立てのあった保有個人情報が記録されている法人文書の名称又は内容	
異議申立てに対する決定	
決定の理由	

<本件連絡先>
独立行政法人日本芸術文化振興会
総務企画部総務課情報公開担当
電 話：03-3265-7411
FAX：03-3265-7402